原子力損害賠償補償契約に関する法律　案

（定義）

第一条　この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第　　号。以下「賠償法」という。）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する原子力損害賠償責任保険契約をいう。

（原子力損害賠償補償契約）

第二条　政府は、原子力事業者を相手方として、賠償法第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

（補償損失）

第三条　政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に